

第5章 会社法のもとの資本制度

会社法制の現代化を目的として、2005年に新会社法が公布され、会社の計算に関しても改正が行われた。これは1899年の商法制定以来の資本制度の抜本的な改正であるといわれている。ここでは、資本制度と関係が深いものを概括的に把握したうえで、日本大学経済学部産業経営研究所プロジェクト「新会社法施行にともなう中小企業会計実務の動向に関する研究」において、計263名の税理士を対象に行った「中小企業の会計実務に関するアンケート」の調査結果のなかから、純資産について考察することとする。

さて、新会社法のもとで、資本制度と関係が深いものとしては、資本額の算定、最低資本金制度、法定準備金、剰余金の分配、純資産の部、そして資本と利益の区別をあげることができる。

資本額の算定について、新会社法成立以前の商法第284条ノ2第1項では、「発行済株式ノ発行価額ノ総額」とされてきたが、会社法第445条第1項では「設立又は株式の発行に際して株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額」となり、払込価額を基準に資本額を算定するように改正されている。

新会社法では、最低資本金の額を規制する文言がなく、最低資本金制度は廃止されている。この制度は1990年の商法改正によって導入されたものであり、その目的は出資者の有限責任を担保することによって債権者の保護を図ることであった。しかしながら、不況のなかでの最低資本金制度は創業の足かせになっているとの指摘がなされるようになり、制度の見直しが求められるようになった。これを受けて、2002年には中小企業の創業・新事業を支援するため、中小企業挑戦支援法として新事業創出促進法等の改正によって、会社設立から5年間は最低資本金に関する規制が免除されるという特例も設けられることとなった。新会社法では、最低資本金の額を規制しても、債権者保護の効果は小さいことや起業の足かせになること、また、資本の額を一定額以上として表示し続けなければならないとする規制のあり方は合理性があるとはいえないということなどを理由に、資本金1円での会社設立が可能となった。これは債権者保護のあり方を大きく転換するものであった。

法定準備金については、まず、資本準備金と利益準備金を包括して、準備金と

称し、両者の区別なく規定されていることがあげられる。これは2001年に法定準備金の取崩の順序について定められていた規定が削除されたことが影響している。次に、準備金の減少額の上限規制がなくなったことである。新会社法成立以前は、資本準備金と利益準備金の合計額が資本金の4分の1を上回る額について準備金の減少が認められていた。つまり資本金の4分の1に相当する額は残しておかなければならなかったが、新会社法では、資本制度による債権者保護の考えに沿うものではないとして、上限規制は廃止されている。

新会社法では、資本金や準備金の払戻し、自己株式の買受けなどは剰余金の配当として統一的に規制されることとなった。資本の部が単純な構成ではなくなってきたことや、株主に対する会社財産の流出という点では利益の配当と異なるところはないことなどがその要因となっている。これについて、法務省民事局参事官室は『会社法制の現代化に関する要綱試案補足説明』（2003年）のなかで「近年の改正により、株主に対する剰余金を財源とする会社財産の払戻し方法は多様化している。しかし、これらの行為は、会社債権者の立場からみれば、株主に対して会社財産が払い戻され、責任財産が減少するという点では全く同一の意義を有する行為であると評価することができる。したがって、会社債権者への責任財産を会社財産に限定している株式会社において、会社債権者と株主との間の利害調整の役割を果たす、いわゆる『配当規制』という観点からは、これらの行為を統一的に捉えることが望ましい」（67ページ）としている。また、従来の利益処分という考え方は採用されていない。新会社法は剰余金という従来の利益概念よりも広範な概念と、それとは別に分配可能額という概念を設けている。分配可能額は剰余金の額から自己株式の帳簿価額、最終事業年度末日後に処分した自己株式の対価の額、法務省令で定める勘定科目に計上した額の合計額を減算した額として求められる。ただし会社法第458条では「純資産額が三百万円を下回る場合には、適用しない」とされている。しかしこの規制については債権者保護等の観点から否定的見解も出されている。

かつて貸借対照表は、資産の部、負債の部および資本の部に区分されていたが、新会社法では資本の部が純資産の部となった。新会社法成立以前、資本の部は株主への帰属分を意味したが、新会社法では、それは資産と負債の差額概念となっている。なお、資産および負債について、企業会計基準第5号『貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準』（2005年）では「資産は、一般に、過去の取引又は事象の結果として、財務諸表を報告する主体が支配している経済的資源、

負債は、一般に、過去の取引又は事象の結果として、報告主体の資産やサービス等の経済的資源を放棄したり引渡したりする義務」(6 ページ)と定義されている。従来の商法施行規則第 91 条では、資本の部は資本金、資本剰余金、利益剰余金およびその他の項目から構成され、その他の項目には土地再評価差額金や株式等評価差額金、自己株式などが含まれていた。しかしこれらの項目を資本の部に含めることについては、統一性の観点から疑問が生じていた。そこで改正前会社計算規則第 108 条では、純資産の部が設けられ、株主資本、評価・換算差額等、新株予約権、少数株主持分から構成されることとなった。株主資本は、従来の資本の部の項目のなかから株主資本に関連するもののみを抜き出し、資本金、資本剰余金、利益剰余金、自己株式などから構成されている。評価・換算差額等にはその他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金、為替換算調整勘定が含まれることとなった。以下は、連結貸借対照表を例として純資産の部を示したものである。

図表 5 - 1 連結貸借対照表における純資産の部の表示

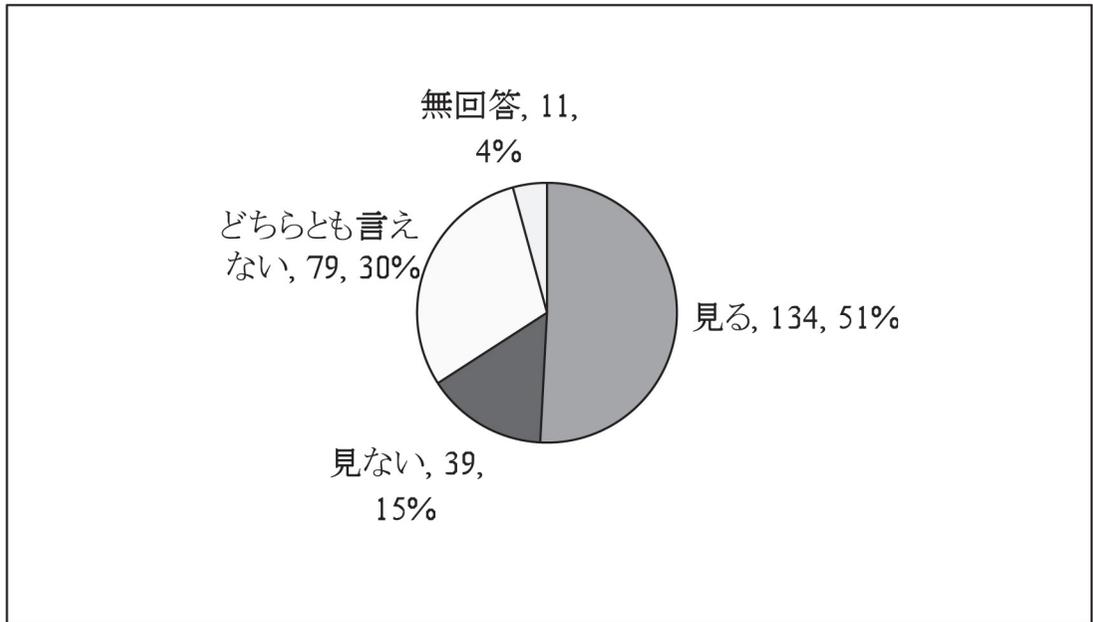
I	株主資本	
1	資本金	
2	新株式申込証拠金	
3	資本剰余金	
4	利益剰余金	
5	自己株式	
6	自己株式申込証拠金	
		株主資本合計
II	評価・換算差額等	
1	その他有価証券評価差額金	
2	繰延ヘッジ損益	
3	土地再評価差額金	
4	為替換算調整勘定	
		評価・換算差額等合計
III	新株予約権	
IV	少数株主持分	
		純資産合計

新会社法成立以前は、拘束の緩いものから厳しいものへの計数の移動（利益の資本組入れなど）について、資本と利益の区別は求められておらず、利益準備金や未処分利益の資本への組入れが認められていたが、改正前会社計算規則第48条第1項第1・2号ではこれが認められなくなった。新会社法のもとでは、資本の三原則（資本充実・維持、資本不変、資本確定）にもとづく債権者保護は採用されなくなり、資本の維持・充実を目的とした剰余金の区別としての資本と利益の区別については会計理論上の再検討が求められるようになった。しかし見直しの要望が相次ぎ、2009年3月公布の改正会社計算規則によって、改正前会社計算規則第48条第1項第一号の「資本準備金に限る」および第二号の「その他資本剰余金に限る」との規定が改正会社計算規則第25条で削除され、利益の資本組入れがあらためて可能となっている。

以上、新会社法のもとで、資本制度と関係が深いものとして、資本額、最低資本金制度、法定準備金、剰余金、純資産の部、資本と利益の区別をとりあげ、これらを概括的に把握した。次に、日本大学経済学部産業経営研究所プロジェクト「新会社法施行にともなう中小企業会計実務の動向に関する研究」において、計263名の税理士を対象に行った「中小企業の会計実務に関するアンケート」の調査結果のなかから、純資産について考察することとする。

図表 5 - 2 自己資本比率

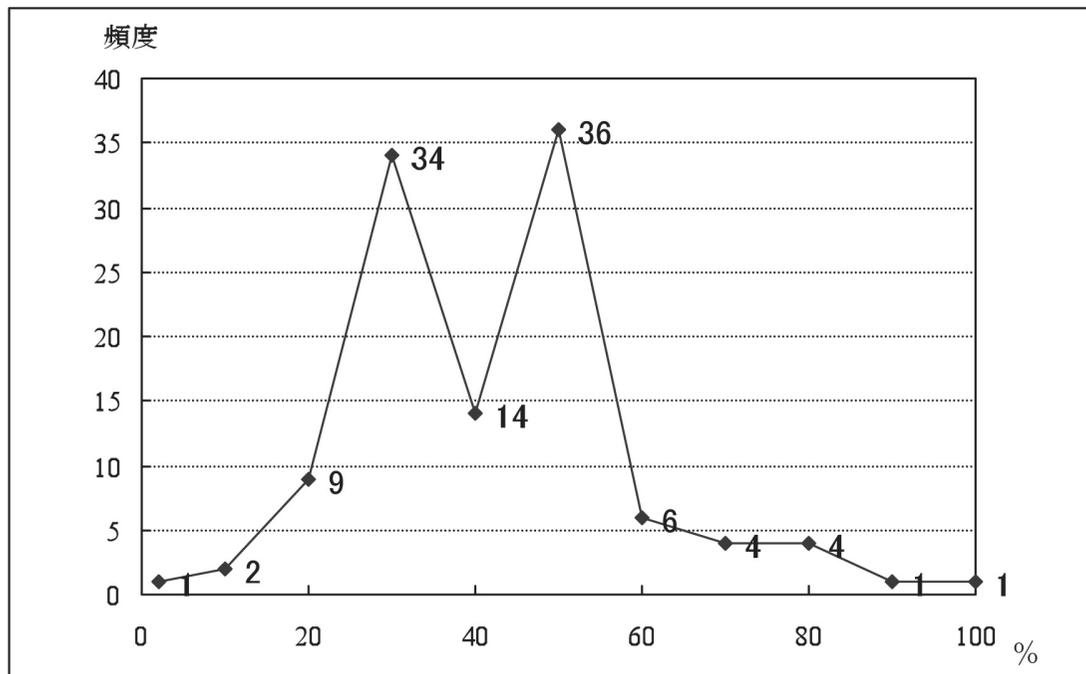
「E-1 中小企業において経営の安定性を判断する際に自己資本比率の値を見ますか。」



まず、「E-1 中小企業において経営の安定性を判断する際に自己資本比率の値を見ますか。」という問いに対しては、252名（95.82%）から有効回答を得た。そのうち134名（50.95%）が「見る」、39名（14.83%）が「見ない」、79名（30.04%）が「どちらとも言えない」と答えている。

図表 5 - 3 自己資本比率の割合

「E-2 E-1で「見る」とお答えの場合、自己資本比率がどのくらいであれば安定的だと判断しますか。」



次に、「E-2 E-1で「見る」とお答えの場合、自己資本比率がどのくらいであれば安定的だと判断しますか。」という問いに対しては、全対象者 134 名のうち、112 名 (83.6%) から有効回答を得た。そのうち、自己資本比率が 50% あれば安定的であると判断する税理士が 36 名 (26.9%) と最も多く、次いで 30% とする者が 34 名 (25.4%)、40% とする者が 14 名 (10.4%)、20% とする者が 9 名 (6.7%)、60% とする者が 6 名 (4.5%)、70% と 80% とする者がともに 4 名 (3.0%)、10% とする者が 2 名 (1.5%)、2%、90%、および 100% とする者がいずれも 1 名 (0.7%) となっている。下記のグラフからも明らかなように、税理士が中小企業において経営の安定性を判断する際に自己資本比率の値を見る場合、その大多数が 30% から 50% の自己資本比率があれば安定的だと判断しているといえる。

図表 5 - 4 安定性の指標（自由記述）

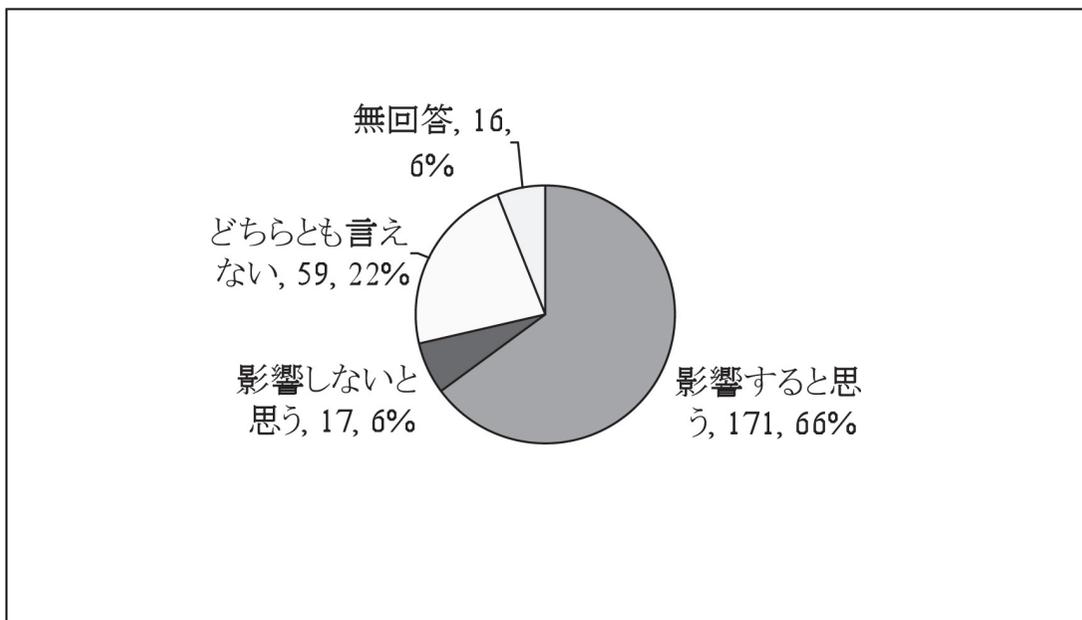
「E-3 E-1 で「見ない」とお答えの場合、何によって経営の安定性を判断しますか。」

- 資金繰り
- 自己資本+役員借入金など
- 損益計算書
- 有利子負債の金額
- 税引き前の売上高
- 役員報酬, 利益, 個人資産
- 貸借対照表
- 事業規模, 従業員数, オーナーの資産, 金利負担できる収益力
- オーナーの能力
- 経常利益率
- 記帳と決算内容
- 社長の個人資産もしくは自己資本
- 利益
- 借入金の多寡
- 資産の回転率利益率
- 経営者の今後の見通し
- 当期損益
- 借入金
- 収益と利益率
- 技術力, 役員力, キャッシュフロー
- 固定資産が自己資本を含め長期資金でまかなわれているかどうか
- 売上高, キャッシュ
- 損益計算
- 資産内容
- 資金および経営者個人の能力
- 受注状況
- 傾斜能力と資産
- 普通預金残高
- 営業利益率

「E-3 E-1 で「見ない」とお答えの場合、何によって経営の安定性を判断しますか。」という問いに対しては、下記に示すように、さまざまな回答が得られたが、多くの税理士が資金管理を重視しているといえる。

図表 5 - 5 経営状態と純資産額

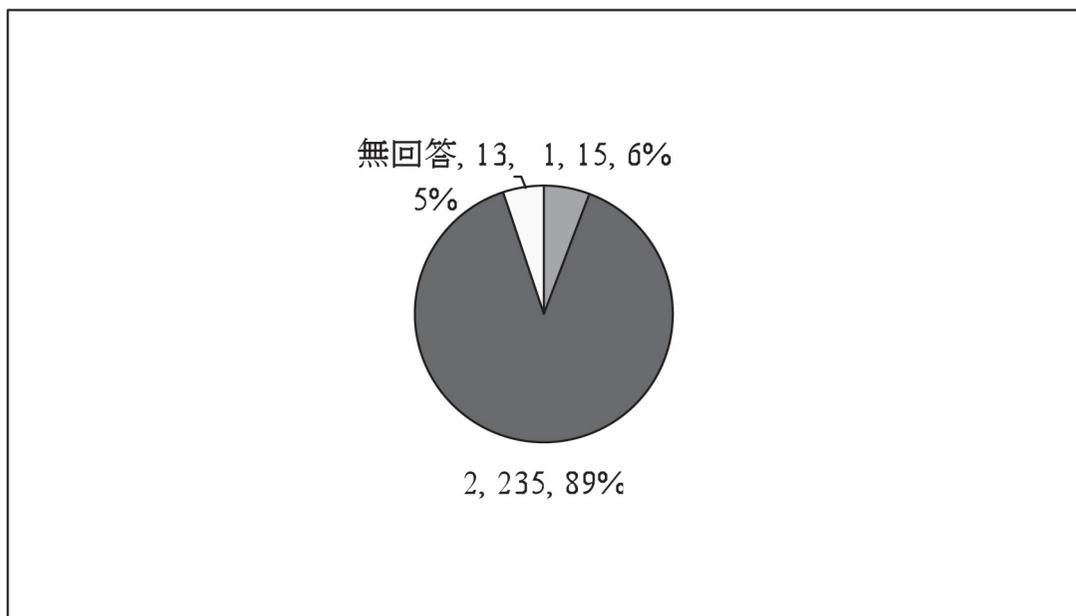
「E-4 企業の経営状態が危機的であるか否かを判断する際に、純資産の額が影響すると思いますか。」



「E-4 企業の経営状態が危機的であるか否かを判断する際に、純資産の額が影響すると思いますか。」という問いに対しては247名（93.32%）から有効回答を得た。そのうち171名（65.02%）が「影響すると思う」、17名（6.46%）が「影響しないと思う」、59名（22.43%）が「どちらとも言えない」と答えている。

図表 5 - 6 資本金の増減

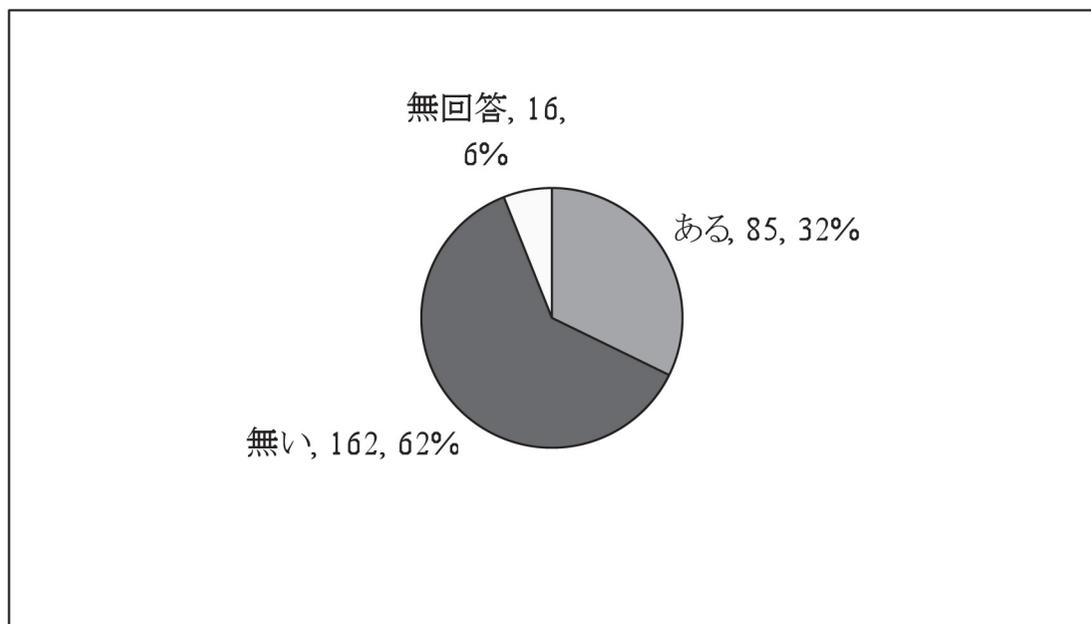
「E-5 新会社法の施行により最低資本金制度が撤廃され、資本金が1円でも会社を設立することができるようになりました。この規定を受けて、資本金の額を増減させた顧問先はありますか。」



「E-5 新会社法の施行により最低資本金制度が撤廃され、資本金が1円でも会社を設立することができるようになりました。この規定を受けて、資本金の額を増減させた顧問先はありますか。」という問いに対しては、250名（95.06%）から有効回答を得た。そのうち15名（5.70%）が「ある」、235名（89.35%）が「ない」と回答しており、アンケート対象者の顧問先企業のほとんどが新会社法の施行により資本金の額を増減させなかったといえる。

図表 5 - 7 株式会社への移行

「E-6 新会社法の施行を契機として、有限会社から株式会社に移行した顧問先企業はありますか。」



「E-6 新会社法の施行を契機として、有限会社から株式会社に移行した顧問先企業はありますか。」という問いに対しては 248 名（93.92%）から有効回答を得た。そのうち 85 名（32.32%）が「ある」、162 名（61.60%）が「無い」と回答しており、アンケート対象者の顧問先の約 3 分の 1 の企業が新会社法の施行を契機として、有限会社から株式会社に移行している。

図表 5 - 8 設立企業の資本金額

「E-7 新会社法施行後、設立した企業でもっとも少ない資本金額はいくらかですか。」

データ区間	頻度	構成比
無回答	108	41.06%
¥ 3,000,000	35	13.31%
¥ 1,000,000	26	9.89%
¥ 100,000	22	8.37%
¥ 500,000	13	4.94%
¥ 300,000	9	3.42%
¥ 5,000,000	9	3.42%
¥ 10,000	7	2.66%
¥ 1	6	2.28%
¥ 8,000,000	3	1.14%
¥ 100	2	0.76%
¥ 1,000	2	0.76%
¥ 50,000	2	0.76%
¥ 200,000	2	0.76%
¥ 700,000	2	0.76%
¥ 2,000,000	2	0.76%
¥ 10,000,000	2	0.76%
¥ 8	1	0.38%
¥ 20,000	1	0.38%
¥ 40,000	1	0.38%
¥ 60,000	1	0.38%
¥ 800,000	1	0.38%
¥ 4,500,000	1	0.38%
¥ 6,000,000	1	0.38%
¥ 9,000,000	1	0.38%
¥ 9,800,000	1	0.38%
¥ 20,000,000	1	0.38%
¥ 200,000,000	1	0.38%
合計	263	100.00%

最後に、「E-7 新会社法施行後、設立した企業でもっとも少ない資本金額はいくらですか。」という問いに対しては155名（58.94%）から有効回答を得た。そのうち、300万円と回答した税理士が35名（13.31%）と最も多く、次いで100万円が26名（9.89%）、10万円が22名（8.37%）、50万円が13名（4.94%）、30万円と500万円がともに9名（3.42%）、1万円が7名（2.66%）、1円が6名（2.28%）、800万円が3名（1.14%）、100円、千円、5万円、20万円、70万円、200万円、および1,000万円がいずれも2名（0.76%）、8円、2万円、4万円、6万円、80万円、450万円、600万円、900万円、980万円、2,000万円、2億円がそれぞれ1名（0.38%）となっている。